

相続登記が義務化されました！

無料相談会



参加無料・予約優先

ここ数年において、相続のルールが一部変更され、遺言書の保管制度や相続した土地を国庫へ帰属させる制度などができました。

またこれまで期間の決まりがなかった相続登記についても義務化され、原則として相続したことを知ってから3年以内に登記を申請しなければならなくなりました。

長崎県司法書士会ではこれらの新しい制度周知のため、啓発活動の一環として無料相談会をすることといたしました。

現在、相続でお悩みの方や将来の相続が気になる方もぜひお越しください。

予約受付電話番号 095-823-4777

(受付対応時間 平日10:00~17:00)

11.8 土 10:00-16:00

相談会場 松浦市立中央公民館

松浦市志佐町浦免1483-1

主催

長崎県司法書士会

〒850-0874

長崎県長崎市魚の町3-33

後援

長崎地方法務局